

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)6月24日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】 民事再生手続開始決定前,銀行が第三債務者から手形を受領し,手形金相当額を現金で受け取る合意をしたが,開始決定後に手形金の支払等を受けた場合は,開始決定以後の取立行為に基づくものとして不当利得にあたることとされた事例(平成22年4月23日大阪高裁)

【2】 保険料の支払懈怠による失効約款の有効性について,保険会社には失効を防ぐシステムが整えられ,実務上の運用も確実にされていたとして消費者契約法10条後段の要件に該当しないとされた事例(平成24年10月25日東京高裁)

【3】 海上衝突予防法に定めるとおり他の船舶との衝突の危険回避は海上交通の基本的な要請であり,注意義務を怠る過失が認められる原告の戒告処分は相当とし,原告が刑事処分において起訴猶予であったとしてもそれは海難審判における判断を左右するものではないとした(平成25年2月6日東京高裁)

【4】 銀行への将来債権の譲渡後に,債務者と第三債務者間で譲渡禁止特約を付した場合,当該債権を差し押さえた者は,同特約による譲渡無効を主張する独自の権利があるとされた事例(平成24年10月4日東京地裁)

【5】 弁護士から日弁連の統一書式を使用した情報提供を受けた銀行が,振り込め詐欺被害者救済法3条1項に基づき口座の取引停止措置を講じたのは,情報提供が虚偽であるとの一見して明らかな特段の事情が無い限り適法とされた事例(平成24年10月5日東京地裁)

(知的財産)

【6】 商標法53条1項に基づく商標登録取消審判請求を不成立とした審決の取消訴訟で,役務の提供に際し法令に反する行為をしないことが同条に規定する役務の質の重要な要素であり本件商標の登録は同法同条同項により取消されるべきとの原告の主張が棄却された事例(平成25年5月30日知財高裁)

【7】 特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって,特許法第29条第2項に規定する容易想到性に関して補正発明の効果等が争点となり,補正発明の効果は当業者といえども予測できないものであるとして審決が取り消された事案(平成25年6月6日知財高裁)

【8】 映像作品の著作権者が,同作品をウェブサイトへアップロードした被告に対し,公衆送信権侵害による損害賠償請求をした事案で,再生回数を基準として(被告は,視聴しなくても再生回数として計上されるとして反論)1000万円の損害額を算定・認定した(平成25年5月17日東京地裁)

【9】 特許権者(原告)が被告に対し被告製品の製造販売等の差止,特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案。特許法第102条第2項の損害額の推定に対して被告が主張した寄与度減額の可否等が争点となり,被告の主張を排斥,原告の請求を認容した(平成25年5月23日大阪地裁)

(民事手続)

【10】 明示的一部請求の訴えの提起は,債権の総額が認定されたとしても,残部について裁判上の請求としての消滅時効中断の効力は生じないが,特段の事情のない限り裁判上の催告としての消滅時効の中断の効力を生ずると判示(平成25年6月6日最高裁)

【11】 「外国主手続」の定義にある「主たる営業所」は国際倒産処理事案のモデル法にいうCOMI(center of main interest)と同義であり,「本部機能ないし中枢」を重視すべきとした原決定を是認,COMIの判断の基準時は世界で最初に倒産手続が申立てられた時点とした(平成24年11月2日東京高裁)

【12】 大阪地裁に提起された基本事件につき,被告が東京地裁(合意管轄裁判所),原告が神戸地裁への移送を求めたところ,東京地裁への移送を認めた原決定に対して神戸地裁への移送を求めた原告が,訴訟の著しい遅滞を避けるためとして認められ原決定が取消された事例(平成25年1月7日大阪高裁)

【13】破産手続開始決定前に、破産法71条1項各号に定める相殺が行われた場合、同手続が開始された場合は遡及的に無効となるとし、破産債権者と破産者の相殺合意が同条同項2号の要件を満たして、破産決定開始により遡及的に無効となるとされた事例(平成22年8月25日東京地裁)

【14】当該再生手続の再生計画弁済において開始時現存額主義の適用の結果算出された弁済額が残債権額を超え超過部分が生じた場合には、その後の計画弁済の弁済原資とされるべきで当該同一の計画弁済の中で直ちに他の再生債権への弁済に充てることはできないとした(平成24年11月28日東京地裁)

【15】日本法人が韓国法人から輸入した商品に不具合があり損害賠償を求めたところ、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係の証明がないとし、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるとして訴えを却下した(平成24年12月5日東京地裁)

(刑事法)

【16】少年の被疑事件につき一旦は嫌疑不十分を理由に不起訴処分にするなどしたため家庭裁判所の審判を受ける機会が失われた後、被疑者が成人に達してから検察官が補充捜査を行ってした公訴提起が無効であるとはいえないとされた事例(平成25年6月18日最高裁)

【17】被害者は被告に威圧され後ずさりしたときに転倒し重傷を負ったが、被害者は後方を確認する時間的・精神的余裕のないまま後ずさりを余儀なくされたのであり、それは直接の身体的接触はなくとも傷害罪の実行行為である暴行にあたりとし同罪が成立するとした(平成24年3月13日大阪高裁)

【18】暴行事件の被害者が、検察庁担当者から公判期日の通知を受けなかったため被害者等通知制度により公判期日の通知を受ける利益等を侵害されたとしてY2(国)に対し国賠法1条1項に基づく損害賠償を求め、慰謝料5万円の支払いが認められた(平成24年6月14日大阪地裁)

(社会法)

【19】年次有給休暇権の成立要件である前年度の全労働日に係る8割の出勤率の算定に当たっては就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日の内労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるとした(平成25年6月6日最高裁)

(その他)

【20】債務者Aは債務整理を司法書士Yに依頼し、YはX(貸金業者)の同意を得てAに債務弁済契約を締結させた。Xはこれが非弁行為であるとし損害賠償を請求した。控訴審では残債務について債務整理の代理権があると信じて交渉したYに過失はないとした(平成24年9月28日広島高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 大阪高判平成22年4月23日 判例時報2180号54頁, 判例タイムズ1387号216頁

平成22年(ネ)第189号 不当利得金返還請求控訴, 同附帯控訴事件(変更(確定))

民事再生手続開始申立を行った会社が開始決定を受けたが再生手続廃止決定がなされ、破産宣告決定がなされて選任された破産管財人が、同会社の債権者であった銀行に対し、同銀行が債務名義に基づく債権差押命令によって第三債務者(破産会社の債務者)に取立権を行使し、民事再生手続開始申立前に、一部につき約束手形及び為替手形を受領し、また一部につき手形金相当額を現金で受領することを合意して、開始決定後に手形金の支払や現金の支払を受けたことにつき、不当利得だと主張して返還を求めたところ、銀行が、取立権の行使の結果として開始決定前に被差押債権の弁済に代えて手形等の交付を受けたのであるから、開始決定前に強制執行手続が完了していたとして不当利得に当たらない、と争った事案において、

(a) 差押債権者は第三債務者から被差押債権の弁済に代えて手形等を受領することや支払の猶予をする権限はなく、銀行の手形金の受領や現金の受領はいずれも開始決定以後の取立行為に基づくものとして不当利得にあたる、

(b) 手形金の受領については悪意の受益者とまではいうことができない、

(c) 現金の受領については悪意の受益者にあたり、民法704条本文に基づく利息の割合は年5分とすべき、とされた事例。

(2) 東京高判平成24年10月25日 判例タイムズ1387号266頁

平成24年(ネ)第2459号 生命保険契約存在確認請求控訴事件(控訴棄却・上告, 上告受理申立)

XがY社と締結した医療保険契約等には、約款で「契約者が保険料を払込期日の翌月末日までに支払わないときには、(省略)当然に失効する」「Y社は保険料が(省略)支払われないときでも、解約返戻金相当額の範囲内で、自動的に保険料相当額を貸し付けて契約を存続させる」「契約者は失効後一定期間内であれば、Y社の承諾を得て契約を復活させることができる」と定められていた。Xは保険料の支払いを怠り、その後、上記復活条項に基づき保険契約の復活を申し込んだが、健康状態を理由に拒否されたため、本件失効条項は消費者契約法10条に違反し無効である等として、保険契約が存在することの確認を求めた。本判決は、Y社は、ホストコンピューターと保険料振替口座が開設された金融機関、督促事務委託先の各コンピューターシステムを連動させた自動的な処理により保険料督促態勢が整えており、失効を防ぐシステムとして実務上の運用も確実にされていたので、そのような状況で本件約款を適用しているのであれば、本件失効条項は消費者契約法10条後段の要件に該当しない等とし、控訴を棄却した。

(3) 東京高判平成25年2月6日 判例時報2181号65頁

平成23年(行ケ)11号 裁決取消請求事件 棄却(確定)

海上衝突予防法は、船員の常務として、38条1項で、「船舶は、この法律の規定を履行するに当たっては、運航上の危険及び他の船舶との衝突の危険に十分に注意し、かつ、切迫した危険のある特殊な状況(船舶の性能に基づくものを含む。)に十分に注意しなくてはならない。」と、同条2項で、「船舶は、前項の切迫した危険のある特殊な状況にある場合においては、切迫した危険を避けるためにこの法律の規定によらないことができる。」と、39条で、注意を怠ることについての責任として、「この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。」と定めている。これらの定めは、海上交通において運航者の当面する状況の多様性にかんがみ、他の船舶との衝突等の危険を避けるために、臨機応変の状況に適合した措置をとるべき規範を定めるものと解される。

そして、他の船舶との衝突の危険を回避することはまさに海上交通の基本的な要請というべきところ、このような特殊な状況を想定し、事前に、これを回避するために必要な措置をとることは、船員の常務であり、通常の船員ならば当然知っているはずの知識、経験、慣行に基づいて所要の措置を講ずるべきものであると解され、これを怠った場合は過失があると評価することになるべきである。

前提事実の音戸ノ瀬戸の運行に関する指導等(以下「運行に関する指導等」という。)は、上記の規範を音戸ノ瀬戸の地理的条件等に即して、船舶が音戸ノ瀬戸を航行する場合における、通常の船員ならば当然知っているはずの知識、経験、慣行(船員の常務)を具体化したものと解される。そうすると、音戸ノ瀬戸を航行する北航船である原告の操船する向運丸引船列は、立石鼻を通過した後左転して南口灯浮標を左に見てこれに近寄って航行し、水路を見通して、南下中の船舶である博新丸を視認した場合には、南口沖の広い水域で行きあしを止めてその船舶の通過を待つべき注意義務を負っていたというべきである。しかし、本件においては、北航船である向運丸の船長である原告は、これを怠って、07時06分33秒、向運丸の針路を275度に転じて陸岸に接近する針路で航行し、南口灯浮標に十分に

近寄らず、本州陸岸が障害物となって水路を見通すことができない状況で、水路内を十分に見通すことがないまま進入し、07時09分48秒には博新丸を視認できる状況になったがこれに気付かず続航し、博新丸からの警告信号により博新丸に気付いたものの右転も左転もすることもなく、博新丸の針路を塞いだ結果、向運丸引船列との衝突を避けようとした博新丸が右舵をとって本件事故が発生したものである。したがって、原告には上記の注意義務を怠った職務上の過失が認められる。

以上によれば、原告には上記に説示した過失が認められる。原告の注意義務に違反した向運丸の航行により博新丸と台船とが衝突するという重大な結果を招いた可能性も高く、原告の過失の程度は小さいとはいえない。また、補助参加人も本件事故につき職務上の過失が認められるとして戒告の裁決を受けていることとの権衡を考慮すれば、戒告としたその処分の程度もやむを得ないものと解される。さらに、原告が刑事処分において起訴猶予であったことを考慮しても、海難審判と刑事事件とはその目的が異なるから、上記判断を左右しない。したがって、本件裁決は相当として是認することができる。

(4)東京地判平成24年10月4日 判例時報2180号63頁

平成23年(ワ)第10018号 供託金還付請求権取立権確認請求事件(認容(確定))

銀行が債務者の第三債務者に対する債権を将来発生する債権として譲り受けたが、同債権が発生した際債務者と第三債務者間で譲渡禁止特約が付された。その後、国(国税局)が、債務者に対する租税債権を徴収するため、債務者の第三債務者に対する債権を差し押さえた。そこで、第三債務者が供託した。このような事案において、国は供託金の還付請求権を差し押さえ、その取立権を有することの確認を求めて銀行を被告として提訴した(その後RCCが承継)。裁判所は、(a)民法466条2項但書の善意とは譲渡禁止特約の存在を知らないことを意味し、その判断の基準時は債権譲渡を受けた時であるから、将来債権の譲渡後に譲渡禁止特約が付された場合譲受人の善意について論ずることは不可能であって無意味というほかなく、同項但書の適用はない、(b)譲渡禁止特約が付された将来債権を差し押さえた債権者は、同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張する独自の利益を有し、国は銀行への債権譲渡が無効であると主張することができる、と判示し、国の請求を認めた。

(5)東京地判平成24年10月5日 金法1971号116頁

平成24年(ワ)第12762号 預金返還請求事件(請求棄却)

Xは、Yの支店に普通預金口座を有しており、同口座の預金残高の払戻しを請求したところ、Yは、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込み詐欺被害者救済法)3条1項に基づき、上記口座について取引停止の措置を講じたとして、上記預金払戻請求に応じなかった。Xが、上記措置は違法・無効なものであるなどと主張して、同預金契約に基づく預金の返還及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたのが本件である。

本判決は、振り込み詐欺被害者救済法の立法過程並びにこれを踏まえた「振り込み詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン(事務取扱手続)」及び日弁連の統一書式の作成・周知の経過に加え、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであり(弁護士法1条)、かつ高度の法的知識を有する専門家であることを併せ考慮すると、弁護士の統一書式を使用した情報提供等は、極めて信用性の高い情報と評価されてしかるべきであること、そして、振り込み詐欺被害者救済法の立法過程において、被害者救済の実効性を確保する一方、口座名義人に対して債務不履行責任を負うリスクを金融機関に負わせないようにしなければならないとの基本的な考え方が示されていることからすると、弁護士から日弁連の統一書式を使用した情報提供等を受けた金融機関が、上記記載内容が真実であるかどうかについて、当該弁護士に問い合わせる調査等を行うことまでは期待されていないというべきであるとして、弁護士から日弁連の統一書式を使用した情報提供等を受けたことのみで口座凍結等の措置を執るとする上記ガイドラインに従った措置は、当該情報提供が明らかな客観的事実と齟齬しているなど、その内容が虚偽であることが一見して明らかであるような特段の事情がない限り、振り込み詐欺被害者救済法3条1項に従った適法なものであると判示した。

【知的財産】

(6)知財高判平成25年5月30日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10431号 商標権審決取消請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130603102654.pdf>

商標法53条1項に基づく商標登録取消審判請求を不成立とした審決の取消訴訟で、役務の質の誤認を生じるおそれの有無が争点となった。

原告は、被告補助参加人(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)の従業員が役務の提供に際して、役務の提供先に賄賂を送付していたので、被告補助参加人が役務の提供にあたり、法令に反する行為を行っていたことは明らかであ

り、役務の提供に際して法令に反する行為をしないことが、商標法53条に規定する役務の質の重要な要素であることは当然であるから、本件商標の登録は、商標法53条1項により取り消されるべきであると主張したが、商標法53条1項による商標登録取消審判請求の要件は、「専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であって商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたとき」であって、誤認混同を生じるような態様における使用を離れて、商標の使用の有無のみを独立して論ずることはできず、賄賂は、商標法上の商品でも役務でもないから、業としての商品提供などに賄賂が伴うか否か、あるいは、業としての役務提供などに賄賂が伴うか否かは、商品の品質又は役務の質とは次元を異にするので、需要者たる官公庁が、本件商標の通常使用権者による本件商標と同一又は類似の商標(使用標章)の使用に関して、「当該役務の提供者が贈賄を行う使用人を有しない」との点において本件商標の役務の質に誤認を生じていたとの原告の主張をもって、商標法53条1項の上記要件を充足するものとすることはできない、として原告の請求は棄却された。

(7) 知財高裁平成25年6月6日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10335号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130607092913.pdf>

特許出願人である原告が拒絶審決の取り消しを求めた事案であって、特許法第29条第2項に規定する容易想到性に関して補正発明の効果等が争点となり、補正発明の効果は当業者といえども予測できないものであるとして審決が取り消された事案。

被告は、刊行物1には、引用発明における薬剤は、他の従来のスライムコントロール剤に比して、優れた殺生物力を有していることが記載されており、引用発明に炭酸カルシウムが存在する周知の製紙工程を適用すれば、微生物に起因するスライムの発生を効果的に抑制でき、結果として、炭酸カルシウムが取り込まれたスライムデポジットによる斑点の発生も効果的に防止できることは、刊行物1の記載に基づいて当業者が予期し得ることであるから、補正発明の効果は、当業者が予期し得ない格別顕著なものとはいえないと主張する。

しかし、補正発明の効果は、本願明細書の記載によれば、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において、紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を効果的に防止して、高品質の紙を歩留り良く製造することができることと認められるところ、炭酸カルシウムを主体とする斑点と、スライムデポジットによる斑点とは、異なるものである。被告の主張は、炭酸カルシウムを主体とする斑点が、スライムデポジットによる斑点と同じものであることを前提とするものであり、前提において失当である。

また、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において、微量スライムが炭酸カルシウムを凝集させることにより、紙に炭酸カルシウムを主体とする斑点が発生することは、いずれの証拠にも記載も示唆もない。補正発明における炭酸カルシウムを主体とする斑点は、そもそも、その存在自体が知られておらず、また、その発生に微量スライムが関与していることも知られていない以上、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において、紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を効果的に防止して、高品質の紙を歩留り良く製造することができるという補正発明の効果は、当業者といえども予測できないものであることは明らかである。

そうすると、引用発明に係る方法を、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において実施し、紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を防止する方法とすること、すなわち、引用発明において、「填料としての炭酸カルシウム及び/又は古紙由来の炭酸カルシウムが存在する製紙工程において」と特定するとともに(相違点1)、「紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を防止する方法において」及び「斑点防止方法」と特定すること(相違点2)は、当業者が容易に想到することとはいえない。

(8) 東京地判平成25年5月17日 裁判所HP

平成25年(ワ)第1918号 著作権損害賠償請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130524164730.pdf>

総合格闘技競技である「Ultimate Fighting Championship」(UFC)の大会及び試合を撮影・編集した映像作品の著作権を有する原告が、被告は、本件各作品をウェブサイト「ニコニコ動画」にアップロードし、原告の公衆送信権を侵害したと主張し、著作権侵害の不法行為により原告が被った損害賠償金の支払を求める事案で、損害額の算定方法が争点となった。

被告は、UFCの映像作品を視聴する層のうち、有料で視聴する層は限定されており、ニコニコ動画においては、動画を開くと同時に再生回数が1回とカウントされるため、動画を視聴していないにもかかわらず再生回数としてカウントされることがあり得るので、再生数に販売価格を掛けることにより損害額を算出するのは相当ではないと主張したが、UFCの試合を撮影した映像作品のインターネット配信について、配信によりTVバンクに生じた収入が毎月計算において1200万円を超えない限度において、その60%を取得するものとする原告とTVバンクとの間のライセンス契約に基づき、各作品が再生される毎に、原告に損害が生じたものと認め、TVバンクにおける配信料相当額である500円

に再生回数乗じ、更に60%乗じた金額に相当する額を上記損害額とみるのが相当であるとして、1000万円の損害が認定された。

(9)大阪地裁平成25年5月23日 裁判所HP

平成25年(ワ)第13054号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130523155814.pdf>

特許権者である原告が被告に対し、被告製品の製造販売等の差止めとともに特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案であって、特許法第102条第2項の損害額の推定に対して被告が主張した寄与度減額の可否等が争点となったが、被告の主張が認められず原告の求めが認められた事案。

特許法102条2項により、特許権を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額が特許権者の受けた損害額と推定されるが、特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合によっては、上記損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるものと解される。

被告は、本件特許発明の切断刃は、交換装置と共に利用されて初めて技術的な貢献をするものであり、切断刃自体は、公知の切断刃の一部分に極めてありふれた単純な構造の付加を行っただけの物品であるから、本件特許発明は、被告製品全体のうち、せいぜい公知の切断刃の物品に付加された構成による利用価値を高めるだけであり、被告製品の購買動機に影響を与えるものではないと主張する。

確かに、被告製品は、剪断式破砕機用切断刃であり、対象物を切断することを目的とするが、本件特許発明は、切断刃の取外し作業の効率性を高めるものであり、切断の機能自体に関わるものではない。

しかし、被告製品のような分割式の切断刃自体は公知のものであり、本件特許発明の実施品たる構成を備え、切断刃の取外し作業の効率性を高めている点を除き、格別の特徴を有するわけではないのであるから、本件特許発明の実施品であることこそが被告製品にとって最も重要な差別化要因であったといえる。現に証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告から被告製品を購入した顧客らは、被告製品の「輪形凹部3で形成した係合部」と係合する切断刃交換装置を保有しており、被告製品が本件特許発明の実施品であるからこそ発注、購入したものと認められる。

したがって、本件特許発明の実施が被告製品の売上げに寄与した度合は、むしろ大きいというべきであって、損害額の推定の全部又は一部が覆滅されるべき事情があったとは認められない。

【民事手続】

(10)最一判平成25年6月6日 最高裁HP

平成24年(受)第349号 未収金請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606141601.pdf>

(裁判要旨)

明示の一部請求の訴えの提起は、債権の一部消滅の抗弁に理由があると判断されたため債権の総額が認定されたとしても、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではないが、特段の事情のない限り、残部について裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずる。

(理由)

債権総額の認定は判決理由中の判断にすぎないのであって、残部のうち消滅していないと判断された部分については、その存在が確定していないのはもちろん、確定したのと同視することができるともいえないから残部について裁判上の請求に準ずるものとはいえないが、明示の一部請求の訴えにおいて請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、明示の一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることに鑑みると、明示の一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。

(11)東京高決平成24年11月2日 金法1970号118頁

平成24年(ラ)第1757号 外国倒産処理手続承認申立棄却決定及び管理命令申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

A社は、アメリカに登記上の本社があるが、イタリアに有力な営業拠点があり、同国で相当額の売上をあげていた。イタリア営業所の従業員および税務当局がイタリアのポローニャ倒産裁判所に申立てをして破産手続が開始された後、アメリカの本社が同国テキサス西部地区破産裁判所オースティン支部に申立てをして、連邦倒産法第11条に基づく倒産手続が開始された。その後、アメリカの本社は東京地方裁判所に外国倒産手続の承認援助に関する法律に基づく承認申立をし、これが認容されて、承認援助処分としてA社に対する債権者による強制執行等を禁止する旨の決定がされたが、他方、イタリア破産手続における管財人Xも東京地方裁判所に外国倒産手続の承認援助に関する法律に基づく承認申立をし、同法に基づきイタリア破産手続を承認し、承認援助処分として承認管財人による管理命令を発する旨の決

定を求めた。原決定がXによる当該申立てを棄却したところ、これを不服とするXが抗告した(原審決定(東京地裁平成24年7月31日)は、法務速報141号18番で紹介済み)。

外国倒産手続の承認援助に関する法律62条1項1号において、既に外国倒産手続の承認がされている状況で、新たに外国倒産手続の承認申立てがされた場合、既に承認されている外国倒産手続が外国主手続(「主たる営業所」がある国で申し立てられた外国倒産手続)である場合には、新たに申し立てられた外国倒産手続の承認申立ては棄却することが定められているところ、本決定は、「外国主手続」の定義にある「主たる営業所」は、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)で策定された国際倒産処理事案のためのモデル法にいうCOMI(center of main interest)と同義であり、「本部機能ないし中枢」を重視すべきであるとした原決定は是認することができるとして、本件におけるCOMIの所在地はアメリカであると判断した。なお、COMIの判断の基準時についても、後行の承認申立てがされた時であるか、世界で最初に倒産手続が申し立てられた時であるか争われていたが、後行の承認申立てがされた時を基準時とすると、後行の承認申立てがなされる度に、その時の状況に応じてCOMIが判断され不安定であるし、法定地漁りの危険もあることから、世界で最初に倒産手続が申し立てられた時点が基準時であると判断された。

(12)大阪高決平成25年1月7日 判例時報2181号86頁

平成24年(ラ)第1286号 移送決定に対する抗告事件 取消(許可抗告・不許可)

大阪地裁に提起された基本事件につき、被告が東京地裁への移送を求めたのに対し、原告が神戸地裁への移送を求めたところ、原決定が東京地裁への移送を認めたため、原告が原決定の取消しと神戸地裁への移送を求めて抗告した。

裁判所は、原告と被告が東京地裁を専属的管轄とする合意をしたことを認めた上で、以下の点に照らし、訴訟の著しい遅滞を避けるためには、神戸地裁に移送するのが相当と判断し、これと異なる原決定を取り消した。

まず、原告の主たる事務所の所在地が、兵庫県朝来市内であり、原告との取引を担当した被告の取扱支店が兵庫県豊岡市内所在の豊岡支店であって、神戸市内所在の神戸支店の職員も上記取引を担当していたことからすると、本件各契約の勧誘及び契約締結は、いずれも兵庫県内で行われたと認められ、本件は、兵庫県内で生じた紛争であると評価できる。

また、基本事件の審理においては、被告の取扱支店従業員の原告に対する勧誘態様、金融商品に関する説明の有無及びその程度等が主たる争点になることが予想され、基本事件に先立つ裁判外紛争解決手続で合意に達していないこと等に照らすと、本件各契約に関与した原告の職員ら及び被告の神戸支店従業員らの証人尋問が実施される可能性が高いといえる。そして、証人尋問との関係では、神戸地裁への出頭の方が容易な証人が2名ないしそれ以上であるのに対し、東京地裁への出頭の方が容易な証人は一名であって、神戸地裁で審理を行った方が、証人尋問期日の設定が容易であると言える。

また本件訴訟は、主張整理に相当回数 of 期日を重ねることが想定される複雑な訴訟であると認められるところ、原告は、大阪市内に事務所を置く弁護士を訴訟代理人に選任しており、被告も、大阪市内に主たる事務所を置く弁護士法人に所属する弁護士を訴訟代理人に選任しているから神戸地裁の方が、東京地裁よりも代理人の出頭が容易であるといえるし、仮に、本件訴訟を東京地裁で審理するとなると、原告代理人が出頭可能な期日の調整に時間が掛かり、訴訟が著しく遅延する蓋然性が存すると認められる。

ところで、一件記録によれば、本件訴訟は、地方公共団体である市が、大手の銀行を被告として、その金融商品の勧誘販売が違法であったとして、損害賠償請求をするという、余り先例がないと思われる訴訟であり、マスコミからも注目され、本件の原決定に対し原告が抗告したことさえ、複数の新聞社による報道がなされている。また、原告市民の関心も高く、傍聴希望者も多いことが窺われる。そして、このような社会的に注目を集めており、傍聴希望者が多い訴訟については、そのような面にも配慮が必要となることが予想されるから、主張整理を行うに際しても、原則非公開である弁論準備手続よりも、公開の法廷で行われる準備的口頭弁論手続においてこれをなすことが適切であるとする原告の主張も相応の理由があると言える。そうすると被告が主張するように、本件訴訟において、電話会議システムを用いた主張整理が行われることで訴訟の遅延を回避できるとは必ずしもいえない。

なお、原告が、兵庫県に隣接する大阪市内に事務所を置き、かつ、基本事件に先立つ裁判外紛争解決手続を委任した代理人を訴訟代理人として選任したことには合理性が認められるから、移送の判断に当たって、原告代理人の事務所の所在地を考慮することは不当とはいえない。

さらに、本件基本事件は、被告と相被告証券を共同被告として提起されたものであり、一件記録によれば、相被告証券も主張しているとおり、両被告に対する訴訟は、同時に審理することが審理の充実及び効率化に資するものであり、これを分離して審理することは、相当とはいえず、訴訟を著しく遅滞させる可能性も高い。そして、一件記録によれば、原告と相被告証券との間の訴訟については、専属的合意管轄の存在は認められず、法16条1項に基づき、神戸地裁に移送することが相当な事案であると認められる(当裁判所平成24年(ラ)第1287号)。

以上の点に照らすと、原告・被告間の前記専属的管轄合意の存在を考慮しても、訴訟の著しい遅滞を避けるためには、法16条1項、17条により、本件訴訟を神戸地裁に移送するのが相当であると解される。

以上によれば、本件訴訟は神戸地裁に移送すべきであり、これと異なる原決定を取り消し、主文のとおり決定する。

(13)東京地判平成22年8月25日 判例タイムズ1387号364頁

平成21年(ワ)第15680号 貸金請求事件(請求棄却・控訴)

Xは、Aの民事再生手続開始決定後に、同手続の廃止決定を期限の利益喪失事由として5億円を貸し付けたところ、同廃止決定がなされたため、その後破産手続開始決定を受けたAの破産管財人Yに対し、民再法252条6項、119条5号の財団債権の行使として5億円の返還を求めた。YはAのXに対する債権(Y債権)と対当額で相殺する旨の意思表示(本件相殺の意思表示)をしたが、Xは、本件相殺の意思表示の前に、Y債権は、同債権とXのAに対する債権との相殺合意(本件相殺合意)により既に消滅していた旨主張した。本判決は、破産手続開始決定前に破産法71条1項各号に定める相殺が行われた場合であっても、同手続が開始されたときは、当該相殺は遡及的に無効になるとし、また、この理は、破産債権者からする単独行為としての相殺のみならず、破産債権者と破産者(破産管財人)との相殺合意にも、破産管財人からする単独行為としての相殺にも妥当するとし、本件相殺合意は同項2号の要件を充たし、Aの破産手続開始決定により遡及的に無効になる等として、本件相殺の意思表示により、本訴請求にかかる貸金債権は全て消滅したとして、請求を棄却した。

(14)東京地判平成24年11月28日 金法1971号97頁

平成22年(ワ)第35217号 弁済金請求事件(請求棄却)

Xは銀行であり、Yについて開始された再生手続における再生債権者である。当該再生手続の再生計画においては、早期に弁済を受ける選択肢と、留保資産の売却後に売却代金に基づく弁済を受ける選択肢とが付され、各再生債権者が選択することとされていた上、複数回の弁済期日として、第1回弁済、留保資産からの弁済を原資とする弁済、最終弁済などが定められていたほか、「再生債権者が複数の再生債権を有する場合、全ての再生債権をまとめて一本の再生債権とみなし、また、全ての再生債権の合計金額を確定した再生債権の額として、本再生計画に基づく弁済を受けるものとする」との定めがあった。Xは、Yに対して、債権A(537億739万8068円)、債権B(93億265万6116円)、債権C(9万2535円)という3つの再生債権を有し、このうち債権Aについては、Yの関連会社が連帯保証しており、また、当該連帯保証の履行等により取得することとなるYに対する求償債権については、X、Yおよび当該関連会社との間で、約定劣後再生債権とする旨合意されていたところ、Xは、当該各再生債権について早期に弁済を受ける選択をしたものであるが、本件再生手続開始決定後、上記保証債務の履行がされた結果、第1回弁済前に、債権Aの残債権額は61億9724万2279円となっていた。Yは、債権Aの開始時現存額に債権B及び債権Cの債権額を加えて弁済額を計算すると208億5674万8549円となるが、これを上記各債権の債権額により按分計算すると、債権Aについては超過部分が生じることになるため、当該超過部分についても、第1回弁済において他の再生債権への弁済原資とする必要があると判断し、その方法として、債権Aの残存額について満額の返済をする場合に想定される債権額を逆算し、当該債権額によりXが有する債権額を算出することで、他の再生債権との間で按分による弁済を行う方式を採用し、これに基づいて、Xに対し96億1447万2720円を弁済した。他方、Xは、本件再生計画の条項により、上記各債権は一本の再生債権とみなされ、これに対して、208億5674万8549円の弁済がされるべきこととなり、上記各債権の実体的な残存額の合計は154億9999万930円であるから、同金額からXが第1回弁済として受領した96億1447万2720円を差し引いた残額である58億8551万8210円の未払いがあるとして、そのうち1億円の支払いを求めて、本件訴訟を提起した。

本判決は、Xの請求を棄却したものであるが、その理由中における判断の要旨は、次のとおりである。同一の再生債権者が有する複数の再生債権を一本の再生債権とみなして弁済をする旨の条項を定める再生計画による弁済としては、一部の再生債権について保証人等による弁済がされた場合には、保証人等による弁済前の債権額を合算した額を基準として当該債権者に対する弁済額を算出した上で、それぞれの再生債権の開始時現存額による按分計算をすることにより、各再生債権の弁済に充当されることにある。その際に、保証等の担保付再生債権に対して充当されるべき金額が、当該債権の残債権額を超える場合には、当該債権については残債権額の限度で弁済を受けることになり、当該超過部分を、当該再生債権者が有する他の再生債権への弁済に充てることはできない。そして、本件再生計画に基づく計画弁済において、開始時現存額主義の適用の結果、算出された弁済額が残債権額を超えるために超過部分が生じた場合には、同再生計画において複数回の計画弁済が予定されていること等に照らすと、当該超過部分については、その後の計画弁済の弁済原資とされるべきであって、当該同一の計画弁済の中で、直ちに他の再生債権に対する弁済に充てることはできない。

(15)東京地判平成24年12月5日 判例タイムズ1387号353頁

平成23年(ワ)第18195号 損害賠償請求事件(訴え却下・確定)

X社(日本法人)はY1社(韓国法人)との間で、半導体製造装置を購入し輸入する売買契約を締結し、内金を支払い引渡しを受けたが、同装置の初期設定ができず、部品に不具合も見つかった。X社はY1社に対し債務不履行に基づき、Y2(Y1社の代表者で韓国に住所を有する外国人)に対し、Y1社をして契約に従い履行させる注意義務を怠ったとし、

不法行為に基づき、損害賠償等の連帯支払いを求めた。本判決は、Y1社の債務は韓国内を引渡場所とする上記装置の引渡に尽きる、売買契約解除に基づく損害賠償請求等は本来の引渡債務の価値変形物にすぎない、当事者は通常本来の債務を念頭に履行地を予測するので損害賠償請求の義務履行地を根拠に国際裁判管轄を認めると予測可能性を害することになる、日本に住所等を有しない被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求について我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じた、又は、被告の行為により我が国の原告の法益に損害が生じたとの客観的事実関係の証明が必要だが、本件ではその証明がないとし、いずれも我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるとして、訴えを却下した。

【刑事法】

(16) 最三決平成25年6月18日 最高裁HP

平成23年(あ)第2032号 業務上過失傷害被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130621094050.pdf>

(要旨)

少年の被疑事件につき一旦は嫌疑不十分を理由に不起訴処分にするなどしたため家庭裁判所の審判を受ける機会が失われた後に事件を再起してした公訴提起が無効であるとはいえないとされた事例。

(事案)

平成15年12月6日二人乗りで進行中の原動機付自転車が歩道縁石に接触するなどし、乗車していた被害者が路上に転倒して高次脳機能障害の後遺症を伴う傷害を負ったという事案につき、平成20年11月28日事件当時16歳の少年であった被告人が同車を運転していた者として公訴提起されたものであるところ、被害者の記憶が本件事故の後遺症により回復せず、被告人が「運転者は被害者である」と否認するなどしたため、検察官への事件送致までに約2年11か月を要した上、平成18年11月30日に一旦は嫌疑不十分を理由に不起訴処分(家庭裁判所へ送致しない処分)とされたのに、平成19年8月11日に被告人が成人に達した後、被害者からの検察審査会への審査申立てを契機に補充捜査が行われ、事件が再起され、公訴時効完成の8日前に公訴提起された。その結果、被告人は家庭裁判所で審判を受ける機会が失われた。

被告人が上告した。

(判断)

本件においては、被告人が否認する一方長期間にわたり被害者の供述が得られない状況が続いたこと、鑑定等の専門的捜査が必要であったこと、捜査の途中で目撃者の新供述を得るなどして捜査方針が変更されたことなど、運転者を特定するまでに日時を要する事情が存在し、当初検察官が不起訴処分にしたのもやむを得ないところであり、捜査等に從事した警察官及び検察官の各措置には家庭裁判所の審判の機会が失われることを知りながら殊更捜査を遅らせたり不起訴処分にした特段の事情もなくいたずらに事件の処理を放置したりするなどの極めて重大な職務違反があるとは認められず、これらの捜査等の手続に違法はなく(最高裁昭和44年(あ)第858号同年12月5日第二小法廷判決・刑集23巻12号1583頁、最高裁昭和44年(あ)第2037号同45年5月29日第二小法廷判決・刑集24巻5号223頁参照)、被告人が成人に達した後検察審査会への審査申立てを機に検察官が改めて補充捜査等を行った上で事件を再起してした本件公訴提起自体にも違法とすべきところはないのであって、本件公訴提起が無効であるとはいえないとした原判決は正当である。

(17) 大阪高判平成24年3月13日 判例タイムズ1387号376頁

平成23年(う)第1355号 傷害被告事件(破棄自判・上告)

被告人は、被害者と争いになり、被害者と向かい合って立った状態で、被害者に対し直接殴ったり蹴ったりしないように気を付けながら、一定の距離を保ったまま被害者を威圧するように前進し、被害者はその勢いに押されるように秒速1.3メートルの速度で後ずさりし、何らかの理由で後ろ向けに転倒し、低いブロック塀で頭部を強打し重傷を負った。本判決は、被害者は被告人の行為によって後方を確認する時間的・精神的余裕のないまま、上記速度で後ずさりすることを余儀なくされたものであり、その行為の不安定さや時間的・精神的余裕のなさに鑑みると、被告人の行為は、被害者に対し、路面につまずく等といった原因により転倒させて怪我をさせる危険を有するというべきであるから、直接の身体的接触はないものの、傷害罪の実行行為である暴行にあたり、同罪が成立するとした。

(18) 大阪地判平成24年6月14日 判例タイムズ1387号159頁

平成22年(ワ)第9431号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

中学2年の女性X1は、見知らぬ男性Y1から暴行を受けたところ、検察庁担当者から公判期日の通知を受けなかったため、被害者等通知制度により公判期日の通知を受ける利益等を侵害されたとして、Y2(国)に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた。本判決は、犯罪被害者保護の諸制度(公判傍聴への配慮等)は、犯罪被害者の刑事裁判への関

与を図るために審理の状況等を知る利益を法的利益として保障しており、これらの諸制度はその前提として公判期日を知らなければ利用できないところ、現状、同通知制度以外には公判期日を知る方法がないことからすれば、上記諸制度は、その不可欠の前提として、同通知制度により公判期日の通知を受ける利益を国賠法上も保護される利益として保障したと解されるとし、担当検察官は同通知制度に基づきXらに対し公判期日の通知希望の有る旨を確認し、これを了承したにもかかわらず通知しなかったため、Xらは公判期日を傍聴できなかったことからすれば、担当検察官は同通知制度に基づき公判期日を通知する法的義務を負ったものであり、Xらの同通知を受ける利益を侵害したとし、Xらそれぞれに慰謝料5万円の支払いを認めた。

【社会法】

(19) 最一判平成25年6月6日 最高裁HP

平成23年(受)第2183号 年次有給休暇請求権存在確認等請求事件(棄却)

COURTDB <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130606150405.pdf>

(裁判要旨)

年次有給休暇権の成立要件である前年度の全労働日に係る8割の出勤率の算定に当たっては、前年度の総暦日の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれる。

(理由))

労働基準法39条1項及び2項が、年次有給休暇の成立要件として、前年度の全労働日に係る出勤率を8割としているのは、労働基準法の制定時の状況等を踏まえ、労働者の責めに帰すべき事由による欠勤率が特に高い者をその対象から除外する趣旨で定められたものと解される。このような同条1項及び2項の規定の趣旨に照らすと(以下、裁判要旨のとおり)。

【その他】

(20) 広島高判平成24年9月28日 判例時報2179号66頁

損害金(本訴・反訴)請求控訴事件 一部控訴棄却、一部取消(上告・上告受理申立て)

[原審]広島地判福山支部判平成24年2月27日 判例時報2179号66頁 損害金請求(本訴)、損害金請求反訴事件(反訴)本訴一部認容・一部棄却 反訴棄却(控訴)

Aは貸金業者Xから利息15%20回の月々20万円払いの約定で650万円を借り受けた。Aが返済を中断した際、残債務が466万9799円であったが、Aは債務整理を司法書士Yに依頼した。YはAの代理人として支払方法等を提案しXが同意したので、Aにその旨の債務弁済契約を締結させた。XはYの行為が弁護士法72条に違反する非弁行為であると主張し、不法行為に基づき返済中断中の等の利息相当額の損害賠償を請求したところYが反訴として不当訴訟であると主張し損害賠償を請求した。

第一審判決は、司法書士法の「紛争の目的の価額」とは債権者が主張する債権額であると解すべきであり(いわゆる債権額説の採用)本件は残債務額がこれにあたり、Yが代理人として交渉しAに債務弁済契約を締結させた行為は非弁活動に該当するとし、過失がなかったとはいえないとして不法行為を肯定しXの主張額の2割が損害であるとして一部認容した。他方、Xの訴訟提起が権利の濫用にはあたらないとしてYの反訴を棄却した。

控訴審は、非弁活動か否かを判断するまでもなく不法行為が認められないとし、紛争の価額について受益説もあり見解が一致したとはいえない状況であることに照らしYが受益説に基づきAの負担する残債務について債務整理する代理権があると信じて交渉したことに過失があると認めることはできないとしXの控訴棄却し、Yの控訴に基づき一審判決のうち本訴請求の認容部分を取消し、Xの本訴請求を棄却した。

【紹介済み判例】

知財高判平成22年7月12日 判例タイムズ1387号311頁

平成21年(行ケ)第10404号 商標登録取消決定取消請求事件(認容・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100713112245.pdf>

法務速報111号10番で紹介済み

知財高中間判(または中間判決)平成23年9月7日 判例タイムズ1387号294頁

平成23年(ネ)第10002号 特許権侵害差止等請求控訴事件(技術的範囲の属否肯定,特許無効審判の無効理由の存否否定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110908113622.pdf>

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120403101725.pdf>

法務速報125号17番で紹介済み

東京地判平成24年3月27日 判例タイムズ1387号275頁

平成22年(ワ)第27316号 保険金請求事件(請求棄却・確定)

法務速報139号4番で紹介済み

東京地判平成24年7月5日 判例タイムズ1387号343頁

平成22年(ワ)第33711号 消費者契約法12条に基づく差止請求事件(請求棄却・控訴(後控訴棄却))

法務速報144号13番で紹介済み

東京高決平成24年9月12日 判例タイムズ1387号361頁

平成24年(ラ)第1817号 引渡命令に対する抗告事件(抗告棄却・確定)

法務速報142号10番で紹介済み

東京地判平成24年9月13日 金法1971号116頁

平成23年(ワ)第29460号 損害賠償請求事件(請求棄却)

法務速報142号19番で紹介済み

東京高決平成24年9月28日 判例タイムズ1387号358頁

平成24年(ラ)第1754号 売却許可決定取消決定に対する執行抗告事件(認容・確定)

法務速報144号24番で紹介済み

最二判平成24年10月12日 金法1970号112頁

平成22年(受)第622号 詐害行為取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121012115428.pdf>

法務速報138号6番で紹介済み

大阪地判平成24年11月12日 判例タイムズ1387号207頁

平成23年(ワ)第13904号 契約解除意思表示差止等請求事件(一部認容・控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130321143614.pdf>

法務速報144号15番で紹介済み

東京高判平成24年11月28日 判例タイムズ1387号219頁

平成24年(ネ)第3589号 精算金請求控訴事件(控訴棄却,追加の請求一部認容・上告受理申立)

法務速報144号10番で紹介済み

知財高判平成24年12月5日 判例時報2180号127頁

平成24年(行ケ)第10277号 審決取消請求事件(認容(確定))

法務速報140号17番で紹介済み

最二判平成24年12月14日 判例タイムズ1387号96頁

平成23年(受)第1833号 貸金請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121214114813.pdf>

法務速報140号1番で紹介済み

知財高判平成25年1月31日 判例時報2180号104頁

平成24年(ネ)第10052号 職務発明対価支払請求控訴事件(変更(上告))

法務速報142号6番で紹介済み

知財高判平成25年2月1日 判例時報2179号36頁
平成24年(ネ)第10015号 特許権侵害差止等本訴,損害賠償反訴請求控訴事件 変更(上告・上告受理申立て)
法務速報143号13番で紹介済み

最一決平成25年2月20日 判例時報2180号142頁
平成23年(あ)第1789号 住居侵入,窃盗,現住建造物等放火,窃盗未遂被告事件(上告棄却)
法務速報142号16番で紹介済み

最一決平成25年2月20日 判例タイムズ1387号104頁
平成23年(あ)第1789号 住居侵入,窃盗,現住建造物等放火,窃盗未遂被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130225093439.pdf>
法務速報142号16番で紹介済み

最三決平成25年2月26日 判例タイムズ1387号100頁
平成22年(あ)第1632号 詐欺被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130311154236.pdf>
法務速報143号21番で紹介済み

2.平成25年(2013年)6月24日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 183 16

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

・・・成年被後見人の選挙権等を回復させ,代理投票における補助者の要件の適正化について定めた法律

・衆法 183 24

子どもの貧困対策の推進に関する法律

・・・子どもの貧困対策に関する基本理念,国等の責務,子どもの貧困対策の基本となる事項を定めた法律

・衆法 183 34

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律

・・・死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等を定めた法律

・衆法 183 42

いじめ防止対策推進法

・・・いじめの防止対策の基本理念,国及び地方公共団体等の責務,基本方針,基本事項等を定めた法律

・閣法 183 3

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

・・・行政手続における特定の個人等を識別するための番号の効率的な情報の管理,利用,迅速な情報の授受,国民の本人確認の簡易な手段等を定めた法律

・閣法 183 4

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を定めた法律

・閣法 183 5

内閣法等の一部を改正する法律

・・・内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を設置し,内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加えること等を定めた法律

・閣法 183 6

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・公共施設等の整備事業を実施する民間事業者に対する投資,資金の供給等を行う株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立,業務の範囲,財政上の措置等を定めた法律

・閣法 183 7

地方公共団体情報システム機構法

・・・地方公共団体が共同して運営する組織として,住民基本台帳法等の法律の規定による事務や情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行う地方公共団体情報システム機構の設立,その組織,業務の範囲等に関する事項を定めた法律

・閣法 183 16

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律

・・・工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化のための措置の指針,エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を廃止すること等を定めた法律

・閣法 183 18

健康保険法等の一部を改正する法律

・・・平成25,26年度について,全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率を引き上げること,被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の3分の1を標準報酬総額に応じた負担とすること等を定めた法律

・閣法 183 19

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

・・・戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給すること等を定めた法律

・閣法 183 21

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・市町村が新たに平成32年度までの間における特定間伐等促進計画を作成できること,都道府県知事による特定増殖事業計画の認定,当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間等に関する特例措置等を定めた法律

・閣法 183 22

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・大規模な地震の発生に備えて,要安全確認計画記載建築物の耐震診断の実施の義務付け,耐震改修計画の認定基準の緩和等を定めた法律

・閣法 183 23

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

・・・重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合における気象庁による特別警報,気象観測,予報等の体制強化のため海洋気象台を管区気象台等に統合すること等を定めた法律

・閣法 183 24

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・55歳を超える一般職の国家公務員について,その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないことを定めた法律

・閣法 183 25

電波法の一部を改正する法律

・・・電波の有効利用を推進するため,電波利用料の用途の範囲を拡大すること等を定めた法律

・閣法 183 26

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在ベレン日本国総領事館の廃止,在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等について定めた法律

・閣法 183 28

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律

・・・刑事被告事件の公判期日又は公判準備に出席した被害者参加人に対する旅費等の支給制度の創設,被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和等を定めた法律

・閣法 183 29

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

・・・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施確保のため,我が国における中央当局の指定,その権限,子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めた法律

・閣法 183 31

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

・・・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を平成35年6月30日まで延長すること,食品

の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度の創設等を定めた法律

・閣法 183 32

株式会社海外需要開拓支援機構法

・・・我が国の生活文化の特色を生かした商品、役務の海外における需要の開拓事業活動、当該事業活動を支援する事業活動に対する資金供給等を行う株式会社海外需要開拓支援機構の設立、管理、業務内容、会計、監督等について定めた法律

・閣法 183 33

道路法等の一部を改正する法律

・・・防災上重要な道路における占用の制限、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度の創設等を定めた法律

・閣法 183 34

港湾法の一部を改正する法律

・・・障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができること、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度的創設等を定めた法律

・閣法 183 35

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・地球温暖化対策計画の策定、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更、三ふっ化窒素を温室効果ガスに加えること等を定めた法律

・閣法 183 36

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

・・・消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正制度の創設、価格の表示に関する総額表示義務の特例の創設、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等を定めた法律

・閣法 183 37

刑法等の一部を改正する法律

・・・前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度の導入、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えること等を定めた法律

・閣法 183 38

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

・・・薬物使用等の罪を犯した者につき、刑の一部の執行猶予の言渡しをすることができる者の範囲、猶予の期間中の保護観察等についての特則を定めた法律

・閣法 183 39

総合特別区域法の一部を改正する法律

・・・先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を定めた法律

・閣法 183 40

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

・・・一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とすること、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行うこと等を定めた法律

・閣法 183 41

大気汚染防止法の一部を改正する法律

・・・特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更すること等を定めた法律

・閣法 183 42

道路交通法の一部を改正する法律

・・・無免許運転等に係る罰則の強化,自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等について定めた法律

・閣法 183 43

旅券法の一部を改正する法律

・・・旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し,当該旅券を返納させて有効期間を当該旅券の残存有効期間と同一とする新たな旅券を発給できること等を定めた法律

・閣法 183 44

食品表示法

・・・販売の用に供する食品に関する表示についての基準の策定,不適正な表示に対する措置等を定めた法律

・閣法 183 45

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律

・・・独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止,独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散,これに伴う資産債務の承継等を定めた法律

・閣法 183 46

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

・・・国が管理する空港等について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設けること等を定めた法律

・閣法 183 47

水防法及び河川法の一部を改正する法律

・・・河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置,河川協力団体制度の創設,水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等について定めた法律

・閣法 183 49

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

・・・大規模な災害の被災地において,当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るため,借地権者による借地契約の解約申し入れや借地権の対抗力等につき特別措置等を定めた法律

・閣法 183 50

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に,区分所有建物及びその敷地の売却,区分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うことを可能とすること等を定めた法律

・閣法 183 53

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

・・・厚生年金基金の新設の禁止,他の企業年金制度等への移行の促進,国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とすること等を定めた法律

・閣法 183 55

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・都道府県の権限の市又は特別区への移譲,地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律の改正等について定めた法律

・閣法 183 56

災害対策基本法等の一部を改正する法律

・・・災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成等住民の円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充,国による応急措置の代行等について定めた法律

・閣法 183 57

大規模災害からの復興に関する法律

・・・政府による復興対策本部の設置,復興基本方針の策定,市町村による復興計画の作成等を定めた法律

・閣法 183 58

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律

・・・中小企業基本法における小規模企業の意義等を規定し,小規模企業者の範囲の弾力化,小規模企業への情報提供の充実,小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止すること等を定めた法律

・閣法 183 59

金融商品取引法等の一部を改正する法律

・・・情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化,投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化大口信用供与等規制の強化を定めた法律

・閣法 183 61

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

・・・主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造業者等及び第一種特定製品の管理者の判断基準を定めること,フロン類充填業者の登録制度,フロン類の再生業者の許可制度等を定めた法律

・閣法 183 62

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

・・・放射性物質による大気汚染,水質汚濁,土壌汚染等の常時監視,環境影響評価等,大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備等について定めた法律

・閣法 183 64

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

・・・障害者の権利に関する条約の批准に備えるため,障害者である労働者の雇用環境整備の見地から,障害者に対する差別の禁止,精神障害者を含む障害者雇用率を設定すること等を定めた法律

・閣法 183 65

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

・・・精神障害者の保護者の制度の廃止,医療保護入院における移送,入院の手續,厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針制度等を定めた法律

・閣法 183 66

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

・・・希少野生動植物種の個体等の譲渡等に関する罰則の強化,希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布をする目的での広告の禁止,国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する変更登録等の手續の新設等について定めた法律

・閣法 183 67

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象とすること,特定外来生物が付着,混入しているおそれがある輸入品の検査等について定めた法律

・閣法 183 68

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手續の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

・・・東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手續の利用に係る時効の中断の特例について定めた法律

・閣法 183 69

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本事項,行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別

を解消するための措置等について定めた法律

3.6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

一般社団法人 日本財政管理協会編集 新日本法規 414頁 4,830円
Q&A 成年被後見人死亡後の実務と書式

東京弁護士会相続・遺言研究部編 日本加除出版 325頁 3,255円
実務解説 相続・遺言の手引き

青山修 著 新日本法規 386頁 4,200円
第三者の許可・同意・承諾と登記実務

中央総合法律事務所 編 経済法令研究会 408頁 2,940円
一問一答 金融機関における債権回収の実務

滞納管理費等回収実務研究会 編 民事法研究会 214頁 2,100円
マンションの滞納管理費等回収実務ハンドブック 管理組合・理事が取り組める解決手法

高橋正人 編著 民事法研究会 115頁 1,365円
Q&A 悪質リース被害の救済 電話リース被害大阪弁護団のノウ・ハウと実践

4.6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

金融機関コンプライアンス研究会編 金融財政事情研究会 470頁 2,730円
金融検査マニュアルハンドブックシリーズ 金融機関の法令等遵守態勢(平成25年度版)

橋村佳宏/塚越賢一郎 共著 日本法令 326頁 2,625円
有期労働契約をめぐる個別論点整理と実務対応

高仲幸雄 著 日本法令 251頁 2,205円
有期労働契約 締結・更新・雇止めの実務と就業規則

青野 覚 監修/岩本俊也 著 中央経済社 331頁 3,780円
労働紛争あっせん実例集

大谷美紀子 監修/外国人ローヤリングネットワーク 編 日本加除出版株式会社 259頁 2,940円
Q&A涉外家事ケーススタディ 離婚・子ども・ハーグ事案の実務

三浦博史 著/清水大資 監修 株式会社国政情報センター 181頁
2,100円
完全解説インターネット選挙 改正法の解説から実践的な活用方法まで

5. 発刊書籍の解説

「実務解説 相続・遺言の手引き」

相続人の範囲, 遺産の範囲, 遺産評価, 特別受益, 寄与分, 遺産の分割, 遺言, 遺言の執行, 遺言と信託, 死因贈与, 遺留分, 相続と税金の項目に分けて解説されている。

相続分の譲渡, 遺産の代償財産, 葬式費用, 遺言の解釈・効力等に関する実務上の留意点が解説されている。

「有期労働契約をめぐる個別論点整理と実務対応」

平成24年の労働契約法改正による有期労働契約に関する法規について, 判例を踏まえて解説されている。

今後予想される論点や, 実務対応の在り方についても解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。